

集会室で理事会の会合中に酒を飲むことは問題ではないか!!

ある時、Aマンション管理組合の居住者の方から、集会所で飲食が行われているのは使われ方として問題ではないかという問い合わせがありました。

詳しく内容を伺うと、集会所は、普段は教室や住民の集まりに使われており、管理組合の理事会や総会もそこで行われているとのことでした。ところが、管理組合の理事会は何時も夜6時から開催されているのですが、その時には決まって夜8時頃に酒屋が配達に来ている。

会合の最中には時々ですが、酔った様な声が聞こえてきます。ただ、相談者本人は特に迷惑しているわけではなく、時々聞こえる酔っ払った声に多少の不快感を覚える程度ですが、集会所という場所で、理事会と称して酒を飲むことに問題は無いのでしょうか。ただ、管理費などから酒代を払っているという事実は無いようですとすることでした。

皆さんはどう思いますか。理事会で酒が入って真面目に議論できるとはとうてい思えないし、茶菓子程度が常識ではないかと。しかし夜の8時頃に酒屋が来るということであれば、一応理事会が終わった後という事でしょうか。

一般的な言い方としては、集会室使用細則なるものがあれば、そこに飲食を禁ずる項目はありませんか、あれば理事会役員の違反行為ですので、理事会に対して飲食を止めるよう提言して下さいということで終わりますが、禁止項目が無ければ違う回答になります。

自分たちの飲み代を管理費などから使い込んでいたら、それは大きな問題ですが、管理費などから酒代を払っていないという事でもあり、飲食も禁止されていないのであれば、認めてあげても良いのではないですかというのが回答になると思います。

さらに、相談者の管理組合では、役員に対して役員報酬を支払っているという事ですので、それを理事同士の「親睦を深める」ための飲み代として使われているということも考えられます。

それらの状況を含めて考えますと、理事会が定期的にかかれ、なお且つその後に飲み会が開かれているような管理組合は、雑談の中で管理組合運営に係るいろいろな意見が交わされて、問題解決もスムーズにいつている、旨くいつている管理組合ではないかと思ひます。

コミュニケーションが悪く、管理会社に任せっきりの管理組合よりはずつと良いのではないかと思ひますので、ここは割り切つて騒音面でも我慢できる範囲であれば、認めてあげることも必要ではないでしょうか。

孤立死を考える～ふたつの老い～「誰もが安心して暮らし続けるために」

- ・とき 10月28日(土) 14時00分～16時30分(受付:13時30分～)
- ・ところ 札幌市資料館(中央区大通西13丁目)2階・定員 60名
- ・参加費 会員 無料・会員外 500円
- ・申込み 下記事務局へFax、メールでお願いします。2ページ目、申込書をご利用下さい。
問い合わせ電話は下記事務局まで。

<セミナー次第>

理事長挨拶 14:00～ マンションネット理事長 小笠原 謙

1. 孤立死の実態～社会的孤立が生み出す問題～

14:05～ 講師:NPO法人 シーズネット理事長 奥田 龍人 氏

休憩 15:05～15:15

2. 孤立死対策～見守りのすすめ～

15:15～ 講師:NPO法人 シーズネット理事長 奥田 龍人 氏

閉会 16:20

<懇親会のご案内>

セミナー終了後、場所を変えて17時00分から講師を囲んで懇親会を開催します。皆さんの参加をお願いいたします。会員でなくても参加できます。

予定会場: くいしんぼうの店 おおみや 札幌市中央区大通西19丁目1-29
シャンボール大通第2 1階 (011) 613-0038

会 費: 男性3,500円 女性2,500円を予定しています。

29年度第3回セミナー参加申込書

Fax 011-624-6947

マンション名	管理組合
お名前	
会員区分	<input type="checkbox"/> 正会員(団体) <input type="checkbox"/> 正会員(個人) <input type="checkbox"/> 一般会員 <input type="checkbox"/> 会員外
連絡先TEL	
参加	<input type="checkbox"/> セミナー参加 <input type="checkbox"/> 懇親会参加

共同購入について

- **LED 照明器具** つきまして単なる管球交換だけではなく、全体的な照明計画を再検討し、その費用対効果をシュミレーションすることが重要です。お知らせ下さい。
- **灯油地下タンクの点検・検査・洗浄・ライニング等** による消防法対応が求められていますが対応はお済みでしょうか？ ご相談下さい。
- **消火器共同購入復活！** 下記価格が目安ですが、都度3社程度の見積合わせになる可能性もあります。

粉末 ABC-4 型 (※1) 家庭用・蓄圧式 (※2) 希望小売価格 ¥10,476 円
→ ¥3,900 円 (税・配送料・旧消火器の引取込み ※3)

粉末 ABC-10 型、蓄圧式、希望小売価格 ¥15,750 円
→ ¥4,900 円 (税・配送料・旧消火器の引取込み)

粉末 ABC-20 型、蓄圧式、目安として ¥15,000 円～
複数本であればご相談の余地があります。

お支払い方法：現金引き替え払い、10本以上無料配達 (ただし各管理事務室まで)

※1) 耐用年数10年、小型

※2) 蓄圧式は圧縮空気や窒素を使用しており自在に途中で止めることができ、かつ一般に低価格。取扱本数限定500本/年。

※3) 前年度より消防の指導により納入車輛と回収車輛を分けなければならず、価格交渉が難航しています。見積を取り直すケースが発生することも想定されます。後日回収もありますが、今まで通り引取費用を含んだ金額とします。但し、引き取りは同型・同数量でお願いします。

消火器等共同購入の申込書

Fax 011-624-6947

マンション名	管理組合				
申込み	<input type="checkbox"/> 消火器	消火器	ABC	型	本
	<input type="checkbox"/> LED	本数	ABC	型	本
	<input type="checkbox"/> 灯油タンク				
会員区分	<input type="checkbox"/> 正会員 (団体) <input type="checkbox"/> 正会員 (個人) <input type="checkbox"/> 一般会員				
担当者お名前					
連絡先TEL・Fax					

特定非営利活動法人 北海道マンション管理問題支援ネット

住所：札幌市中央区北1条西15丁目1番地3 (大通ハイム707号)

電話：011-624-6964 Fax：011-624-6947

E-mail. : h-mansion-net@silk.plala.or.jp

<http://www.h-mansion-net.npo-jp.net/>